（役員等の選任及び解任）

第十三条　指定登録機関は、法第十四条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　選任し、又は解任しようとする役員又は登録実施者の氏名及び略歴

二　選任し、又は解任しようとする年月日

三　選任又は解任の理由

2　役員の選任に係る前項の申請書には、役員として選任しようとする者が法第六条第三号イ又はロのいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書面を添付しなければならない。

（帳簿の記載等）

第十四条　法第十八条第一項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録の申請をした者の氏名又は名称

二　登録の申請の受付年月日

三　登録又は却下の別

四　却下の場合には、その理由

五　登録を行った年月日

六　登録の目的

七　登録番号

八　登録を実施した者の氏名

九　各月における著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第四項に規定する請求の件数

十　各月における指定登録機関に納付された手数料の合計額

2　法第十八条第一項の帳簿は、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第十五条　法第十九条第二項の証明書は、別記様式第一によるものとする。

（参考人）

第十六条　法第二十一条第一項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他の参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

（業務の引継ぎ等）

第十七条　指定登録機関は、法第二十二条第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　登録事務を文化庁長官に引き継ぐこと。

二　プログラムの著作物に係る著作権登録原簿並びに登録事務に関する帳簿、書類及び資料を文化庁長官に引き継ぐこと。

三　その他文化庁長官が必要と認める事項

（公示）

第十八条　文化庁長官は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示する。

一　法第五条第一項の規定による指定をしたとき。	一　指定登録機関の名称及び住所 二　登録事務を行う事務所の名称及び所在地 三　行うことができる登録事務の範囲 四　登録事務を開始する年月日
二　法第十条の規定により届出があったとき。	一　指定登録機関の名称及び住所 二　変更後の登録事務を行う事務所の所在地 三　登録事務を行う事務所の所在地の変更を行う年月日
三　法第十二条の規定による許可をしたとき。	一　指定登録機関の名称及び住所 二　休止し、又は廃止する登録事務の範囲 三　休止し、又は廃止する年月日 四　休止しようとする場合にあっては、その期間
四　法第二十条の規定により指定を取り消し、又は登録事務の停止を命じたとき。	一　指定登録機関の名称及び住所 二　指定を取り消し、又は登録事務の停止を命じた年月日 三　登録事務の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた登録事務の範囲及びその期間
五　法第二十二条第一項の規定により文化庁長官が登録事務を自ら行うこととするとき。	一　行うこととした登録事務の範囲及びその期間 二　登録事務を行うこととした年月日
六　法第二十二条第一項の規定により文化庁長官が自ら行っていた登録事務を行わないこととするとき。	一　行わないこととした登録事務の範囲 二　登録事務を行わないこととした年月日

第十九条　この章の規定により文化庁長官に提出する書類は、正副二通とする。

（指定登録機関の名称等）

第二十条　文化庁長官が指定する指定登録機関の名称及び行うことができる登録事務の範囲は、次のとおりとする。

一般財団法人ソフトウェア情報センター（昭和六十一年十二月十七日に財団法人ソフトウェア情報センターという名称で設立された法人をいう。）	法第五条第一項に規定する登録事務の全部。ただし、昭和六十二年三月三十一日までになされた申請に係るものを除く。

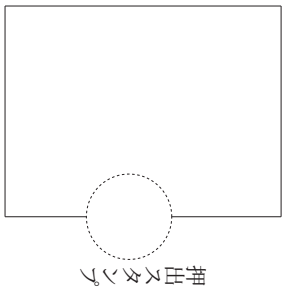
別記様式第一（第十五条関係）

別記様式第一

表　面

第　　号

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第19条の規定による立入検査証



職　名

氏　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日　発行

文化庁長官　　印